

指名停止のペナルティの基準と運用状況について（新潟市、上越市及び新潟県との比較）

○ 「競売入札妨害又は談合」による指名停止措置期間

区分	「逮捕」 又は 「逮捕を経ないで 起訴された」者	指名停止措置期間			
		長岡市	新潟市	上越市	新潟県
自発注工事	代表者等	4 箇月以上 12 箇月以内	12 箇月以上 24 箇月以内	4 箇月以上 12 箇月以内	4 箇月以上 12 箇月以内 (6 箇月以上 36 箇月以内 (※3))
	一般役員等 又は 使用人	3 箇月以上 12 箇月以内		3 箇月以上 12 箇月以内	3 箇月以上 12 箇月以内 (6 箇月以上 36 箇月以内 (※3))
他機関の 発注工事	代表者等	3 箇月以上 12 箇月以内 (※1)	6 箇月以上 18 箇月以内 (※2)	3 箇月以上 12 箇月以内	3 箇月以上 12 箇月以内
	一般役員等 又は 使用人	2 箇月以上 12 箇月以内 (※1)		2 箇月以上 12 箇月以内	2 箇月以上 12 箇月以内

(※1) 原則、発注者が新潟県、富山県及び石川県の区域内に限る。

(※2) 発注者の指名停止期間が下限を下回る場合は、その期間まで短縮できる。

(※3) 当該工事に「WTO政府調達協定（平成7年12月8日条約第23号）」の適用を受けるものが含まれる場合に限る。